

申入書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

日本司法支援センター 理事長 板東 久美子 殿

〇〇〇〇氏代理人 弁護士 〇 〇 〇 〇

当職は、〇〇〇〇氏の代理人として、貴センターに対し、下記の通り申し入れる。

記

第1 申入れの趣旨

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け民事法律扶助業務援助申込書記載のとおり、〇〇〇〇氏（以下「依頼人」という。）は、日本司法支援センターに援助申込みをしているところ、仮に援助決定がなされた場合には、代理援助契約書、重要事項説明書、利用のしおり等について、障害のある依頼人が理解できるように、「分かりやすい」版（平易な言葉を用いた上で、漢字にルビをふる、図表を用いる等の読む人が理解しやすくするための視覚的な工夫を施したもの）を交付していただきたい。

第2 申入れの理由

1 依頼人には「分かりやすい」版が必要不可欠であること

- (1) 依頼人は、軽度知的障害を抱えており、愛の手帳4度を取得している。そのため、難解な言葉を理解することは難しく、また一部の漢字しか読むことができない。

このような依頼人が、日本司法支援センター（法テラス）が現在使用している一般的な代理援助契約書および重要事項説明書、利用のしおり等（以下「代理援助契約書等」という。）を理解することは難しい。実際、代理人が手元にあった別事件の代理援助契約書および重要事項説明書を依頼人に見せたところ、やはり内容についてはほとんど理解できないと

のことであった。

そのため、依頼人が、契約の内容について正確に理解するためには、「分かりやすい」版の代理援助契約書等が必要不可欠である。

- (2) 知的障害のある人に対して、情報保障をするために「分かりやすさ」が必要不可欠であることは、多くの文献等で指摘されているところである（打浪文子著「知的障害のある人たちと『ことば』-『わかりやすさ』と情報保障・合理的配慮」生活書院等）。

分かりやすさとは、単に漢字にルビがふってあるということだけではない。難解な熟語を用いることなく、必要十分な情報を端的な言葉で表現することが必要となる。また、理解の助けになるように、図表等を用いて視覚的に分かりやすい構成にすることも重要である。

依頼人が、代理援助契約書等を理解するためには、やはり「分かりやすい」版の作成が必要となる。

- (3) これに対して、代理援助契約書等については、それを説明する際に、契約弁護士が説明すれば足りる、という意見もあるかもしれない。

しかし、障害のある人には視覚優位な人も多く、耳からの情報だけで理解しなければならないというのは相当に困難なことである。

また、契約時は前記のような対応で理解できる人がいたとしても、後に自ら契約内容を確認したい場面では、結局内容を理解することができないという事態が発生してしまう。契約という重要な行為について、このような後からの確認ができないというのは、あまりに不合理である。

よって、やはり書面として、「分かりやすい」版がなければならない。

- (4) 以上のとおり、依頼人にとって、代理援助契約書等の「分かりやすい」版が必要不可欠であることは明らかである。

2 法テラスには合理的配慮の提供義務等があること

- (1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）は、独立行政法人等（同法第2条第5号ロ）を含む行政機関等（同法第2条第3号）について、「その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者

の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない」と定めている（第7条第2項）。

日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）は、独立行政法人等に該当し、合理的配慮の提供について法的義務を負っている。

本申入書は、「意思の表明」に該当し、法テラスには、依頼人に対する合理的配慮の提供義務が発生している。

- (2) また、法テラスは、障害者差別解消法第9条第1項の規定に基づき、2015年11月30日付けで、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」を定めている。

同規程第4条第1項においては、「職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。」と定めている。

そして、この規定を実施するため、同規程第4条第2項を受け、合理的配慮に関する留意事項が別紙で定められている。この別紙第7においては、合理的配慮の具体例として、「筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字、身振りサイン等による合図などのコミュニケーション手段を用いる」、「意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意志を確認する」、「書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示し、又はわかりやすい記述で伝達する」、「知的障害者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら応対する」などと記載されている。このような例からすれば、コミュニケーションに何らかの困難さを抱える者に対しては、その困難さを解消するような手段をとることを求めていることは明白である。

- (3) 以上のとおり、法テラスは、法的にも、また内部の規定からも、障害のある人に対する合理的配慮を提供する義務を負っている。

3 合理的配慮として「分かりやすい」版の作成がなされるべきであること

以上のとおり、法テラスは合理的配慮の提供義務を負っているところ、その配慮の具体的な内容として、「分かりやすい」版の作成を行わなければならない。

「分かりやすい」版の作成は、それほど困難な作業とはいえず、過重な負担があるとはいえない。仮に専門的知見が必要となり、内部の職員において作業を行うのが困難であるとしても、例えば現在では一般社団法人スローコミュニケーション (<https://slow-communication.jp>) が、官公庁等の文書の「分かりやすい」版を作成する援助なども行っており、このような支援を受けることで容易に作成することができる。

また、「分かりやすい」版を作成することは、依頼人に対してのみならず、他の多くの援助申込者の利益にもなる。依頼人と同様に、障害や高齢などの理由により、コミュニケーションに困難さを抱えた援助申込者は多く存在する。それらの人も、「分かりやすい」版の援助契約書等を用いることができるようになれば、全ての人が真に契約内容を理解した上で、民事法律扶助を利用することができるようになる。

そうであるならば、「分かりやすい」版の作成は、過重な負担がない上、配慮の方法としても相当なものであり、合理的配慮として実施されるべきものである。

4 結語

以上のとおり、依頼人は、障害者差別解消法に基づき、法テラスに対して、援助契約書等の「分かりやすい」版を作成し、仮に依頼人に援助決定がなされた場合には、当該「分かりやすい」版を交付することを求める。

以 上